

土地現地調査書の作成要領

【基本事項】

- 1 この調査報告書は、土地の表示に関する官公署の登記嘱託について、現地での申請土地及び関係する土地の特定及び嘱託に係る事項に関し、調査、確認した経緯、結果等を取りまとめて明らかにするものであり、原則として1筆の土地ごとに1現地調査書用紙を用いて作成するものとする。ただし、数筆の土地を一括して嘱託する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地を取りまとめて1現地調査書用紙により作成して差し支えない。
- 2 各欄中、該当する項目の の中にレ点、 ， 等の印を付ける。該当する項目が複数ある場合は、それぞれ印を付ける。該当する項目の表示がない場合は、その他に印を付け()内に項目を記載する。
なお、当該箇所に記載できない場合には、特記事項欄に記載する。
- 3 担当者名は、現地において直接立会い及び本人確認を行った担当者名を記載し押印する。
- 4 参考図等に必要事項を記載した場合は、該当各欄又は特記事項欄にその旨を記載する。

【各欄の記載】

基礎情報（登記記録又は申請情報）

- 0 1 登記の目的欄
該当する登記の目的を記載する。
- 0 2 申請土地欄
申請土地の登記記録上の所在、地番、地目、地積を記載する。なお数筆の土地を一括申請する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地の地番、地目、地積を併記する。
- 0 3 所有者欄
申請土地の所有者の住所（所在地）、氏名（名称）を記載する。登記記録上と相違する場合にはその事由（住所移転、氏名変更、相続等）を特記事項欄に記載する。
- 0 4 隣接土地及び所有者等欄
0 2、0 3と同様。

資料に関する調査又は確認

- 0 5 登記所備付地図の種類欄
対象となる土地の管轄登記所備付け地図について、調査、確認した事項を記載する。
- 0 6 登記所以外の資料欄
登記所以外で管理、保管されている資料等について調査した資料等の名称、保管部署等について記載する。

申請土地現地調査及び隣接土地現地調査

- 07 土地の区画・形状調査・確認欄
確認資料及び現地で調査，確認した結果を記載する。
- 08 占有状況・利用状況の調査欄
申請地及び関係する土地の現況，利用状況等について調査した結果を記載する。
- 09 事業の概要欄
分筆等を行う事業の内容等（例 道路改良事業）を記載する。

立会人筆界確認

- 10 立会人及び本人確認方法欄
土地の筆界の調査に関し，立会いをを行った結果及び確認作業の結果等を記載する。
本人確認の方法（例 身分証明書，運転免許証，被保険者証，委任状，立会通知書持参，面識有り等），資格（例 本人，代理人，管理者，相続人等）を記載する。
- 11 公有地の立会い確認欄
公有地等の立会い等について，立ち会った官公署の職員の所属，官職，氏名を記載する。
- 12 筆界調査の方法欄
筆界調査のため利用した資料等，筆界確認の方法，結果を記載する。

地積の測量方法に関する情報

- 13 基本三角点等・恒久的地物からの測量欄
 - (1) 与点の種類 基本三角点等に基づく測量を行った場合に，与点として使用した基本三角点等を記載し，その位置を図面に表示する。
 - (2) 恒久的地物の種類 基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合には，近傍の恒久的地物を記載し，その位置を図面に表示する。
- 14 筆界点測量欄
調査，測量を行った場合に，各筆界点の番号，標識の種類及び既設，新設の別を記載する。
- 15 求積方法欄
求積計算の方法，登記記録の地積測量図との差を記載する。
- 16 誤差の許容限度欄
不動産登記規則第10条第2項による地域区分及び同条第4項による精度区分に従って記載し，辺長，面積等の誤差を確認した結果についての判断を記載する。

特記事項欄及び備考欄には該当事項欄に記載できない事項のほか，参考となる事項等を記載する。